

## PDS を含むパーソナル AI に関するカリフォルニア州の高学歴居住者を対象とした調査 Survey on Personal AI with PDS Among Highly Educated California Residents

加藤 綾子<sup>†‡</sup> 満永 拓邦<sup>†‡</sup> 松崎 和賢<sup>†§</sup> 原 翔子<sup>†¶</sup> 須藤 修<sup>†§</sup>  
Ayako Kato Takuho Mitsunaga Kazutaka Matsuzaki Shoko Hara Osamu Sudoh

### 1. はじめに

データの利活用を推進する上で、個人本人の関与をどのように実現するかが重要な課題である。欧州や米国カリフォルニア州などにおいてはパーソナルデータやプライバシーに関する個人の権利が新設されているが、その実行可能性という面ではまだ環境整備が必要であり、また、個人にとっての補助手段があると良いかもしれない。パーソナルデータの管理や活用における本人関与の手段として Personal data store (以下、PDS) や「情報銀行」という考え方がある。そこで、本研究は先行研究を踏まえて、PDS を含むパーソナル AI システムが、事業者によるパーソナルデータの使用や利用に対して、個人が有する権利を行使する際の手段としても有用ではないか、と調べて調査を実施する。

本研究は米国カリフォルニア州在住の大卒以上の有職者を対象にアンケート調査を行った。調査対象者は PDS や情報銀行に関する先行調査で指摘された「PDS 利用意向の高い人」の特徴に当てはまる可能性がある。また、同地域の居住者は、パーソナルデータやプライバシーに関する個人の権利が法的に定められていたとしても、それらを確実にするには自らが事業者に対して請求を行わなければならないという状況にあると考えられる。このような状況下の調査対象者にとって、個人の権利行使を補助する手段としての PDS を含むパーソナル AI システムはどのように捉えられるのだろうか。本調査の結果、彼らは PDS を含むパーソナル AI の補助が得られるとしたら、California Consumer Privacy Act (以下、CCPA) や California Privacy Rights Act (以下、CPR) で定められる個人の権利をもっと行使したいという意向があることが分かった。

なお、日本の個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)における個人情報の定義と、欧州や米国におけるパーソナルデータの定義は厳密には異なるが、本稿ではほぼ同義で双方の用語を使用する場合がある。

### 2. PDS を含むパーソナル AI とは、どのような発想から来るものであるか

パーソナルデータの保護と活用の双方を推進しようとする際には、個人本人の関与が重要である。本章では、個人を結節点とする考え方について説明する。

#### 2.1 個人に帰属すべきパーソナルデータに関する権限

データ活用を促進する際の本人関与の手段として、パーソナルデータの管理権限を個人に帰属させるという考え方 [1] がある。これは Searls [2] によって提唱された Vendor relationship management (以下、VRM) の発想であり、欧州の

<sup>†</sup> 東京財団政策研究所 The Tokyo Foundation for Policy Research

<sup>‡</sup> 東洋大学 Toyo University

<sup>§</sup> 中央大学 Chuo University

<sup>¶</sup> 東京大学 The University of Tokyo

一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation) (以下、GDPR) によって定められたデータ主体の権利の一つである「データポータビリティの権利」(以下、データポータビリティ権) によって実現され得る。

GDPR においてデータポータビリティ権とは、本人が事業者者に提供したパーソナルデータを機械可読形式で受け取り、それを他の事業者に移転することができる権利である。これによって、複数の事業者に散在していた自分自身のデータを個人が集約して自分自身のために役立てたり、それらのデータを本人の意思や指図に基づいて他の事業者に渡して使ってもらうことによって個人がより高度なサービスを受けたりすることができる。

複数事業者に散在していた個人のデータを名寄せすることができると、例えば、電子家計簿や電子お薬手帳などが実現する。従来は事業者が個人データの集約を主導していたので、協力関係にある事業者同士のデータしか集約することができないという課題があった。その点、個人の権利として、個人が自己のデータを取り出して使用したり移転したりするということが可能になると、事業者間の壁を乗り越えてパーソナルデータの活用が実現する。

つまり、個人がパーソナルデータの利活用における結節点になるということである。データの利活用は、必然的に個人情報の第三者提供に該当することが多い。例えば、自治体が保有する個人データを民間事業者に使わせたい、あるいは、民間事業者が保有する個人データを自治体に使わせたいという場合に、個人が結節点となって自らの情報についての利用許可を出すことができれば、必要な情報を必要ところで活用することができるようになる。データミニマイゼーションの原則という観点からは、そのような個人データの使い方を許容する個人だけが、必要に応じて必要な範囲や種類の情報だけを事業者に使わせる、ということができるようになることが望ましい。

パーソナルデータに関する権限を個人に持たせるという発想は、ほかにも例えば次のような場面で有用である。スマートシティやスマートモビリティなどにおいて個人のスムーズな移動を実現しようとする試みがなされているが、人の移動は特定地域内だけに留まるものではないし、ましてや特定の事業者と協力関係にある事業者のサービス提供地域だけに限られるものでもない。個人が時と場合に応じて通常とは異なる地域へも難なく移動することができるようになってこそ、スマートな移動の実現であると言える。これらの領域で事業者が使用するパーソナルデータについても、個人本人に権限を持たせて必要に応じてその都度、各地域の事業者が使えるようにすることが望ましい。

また、この発想は、次のような問題に対しても有用である。ある個人に関する複数の情報を集約すると、その個人をよりプロファイリングしやすくなる。これを特定の政治的思想のために悪用したのがケンブリッジアナリティカ事件であり、オンライン広告の出稿では、各個人のオンライ

ン上の行動履歴に基づいて表示する情報を出し分けるということがなされている。従来はこうしたことが個人の知らぬ間に行われていたが、今後はオンライン上の行動履歴についても本人にコントローラビリティがあった方が望ましい。そうすると、事業者が困るのではないかと思われるかもしれないが、各個人の権限の下で名寄せされた非常にリッチな情報ないしデータと事業者の提供する財・サービスの情報とを照らし合わせると、より高度なマッチングが実現するので、結果的に事業者にとってもこの方が望ましいと考えられる。これについては橋田による研究が詳しい[1]。

さらに、個人に対して使われるAIの精度を上げるには、個人についてのより詳しいデータが必要である。そうした場合、個人情報をごく密に提出しなければならないとなると、直感的に抵抗感を抱く人が多いかもしれないが、個人本人のために働くパーソナルAIに対してのみ個人情報を読み込ませればよいということであれば、抵抗感を多少は抑えることができるかもしれない。サイバネティックアバターやデジタルツインなど、サイバー空間上において実空間の個人を電子的に再現して諸活動を試みるといった将来的な構想があるが、サイバー空間における個人のデータこそ個人本人に権限があった方がよいと思われる。

なお、データポータビリティによって個人本人が受け取ったデータは実際にはクラウドに保存される場合が多いだろう。この発想で重要なのは、データの保管場所がどこであるかということよりも、個人本人に権限があるということである。もちろん、セキュリティおよび安全管理措置という観点からはデータの保管場所がどこであるかということが非常に重要である。データの保護水準が不安視されるような国・地域にデータを置かないようにすることは必須であろう。

以上のように、パーソナルデータの使用に関する権限を本人に持たせることでデータ活用に係る課題のいくつかが解消される可能性がある。このような考え方において登場するキーワードがPDSと情報銀行である。

## 2.2 PDS と情報銀行

Personal data store (PDS)とは、データの貯蔵庫のようなものであり、その中に置かれるデータの権限は個人本人にあるべきものである。VRMの概念に基づきPDSを実装したアプリケーション(以下、アプリ)は、一説では100以上あると言われていた。このようなアプリは2014年前後においてPersonal information management service/system(以下、PIMS)と呼ばれていた[3]。そのアプリの多くは欧州のスタートアップ企業からリリースされているのだが、規模や収益化の面では課題があった。日本で考案された「情報銀行」は個人主導のデータ流通の文脈で導入されたが、もとより事業者によるデータ活用ビジネスに主眼を置いているという特徴があった。

PDS・情報銀行というキーワードは、2021年6月18日に閣議決定された日本政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の「包括的データ戦略」の中でも明記されている[4]。具体的には、包括的データ戦略の中の「第4層：利活用環境の重点項目」において「データ取引市場とPDS・情報銀行」が構想されている。デジタル庁によって公表されている「デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集」には「個人の委任を受けてプラットフォーム

等の保有する情報を活用する」ための本人関与手段としてPDS・情報銀行が挙げられている[5]。また、「準公共分野におけるデータ連携を見据えた検討」の手段としてもPDSの利用が考えられているようである[5]。つまり、PDSや情報銀行という本人関与手段は日本のデータ戦略においても非常に重視されていると言える。

ここで注意すべきは、PDS・情報銀行はあくまでも手段でしかないということである。これらの手段を用いて個人が何をするのか、あるいは何が実現できるのか、ということが重要である。究極的に重要なのは、このような手段を用いて、個人本人がより良く、そして、より望むように生きることができるようになる、ということだろう。

## 2.3 PDS や情報銀行に関する先行調査

PDSや情報銀行に関する消費者を対象にした調査にはどのようなものがあるか。インテージ社(2017)によると、PDS・情報銀行の利用意向がある人の特徴は「データオーナーシップの意識が高い」「自身でのプライバシー保護の意識が高い」というものであり、PDSの利用意向が高い人たちは「保護だけでなく利活用意識も高い」という[6]。また、山口・谷原・大島ら(2020)によると、情報銀行に対する態度は、年齢の影響が大きく、「年齢が上がると情報銀行にネガティブな傾向」であるという[7]。また、インターネットやデータに関するリテラシーの高さは、情報銀行に対するポジティブな態度に寄与するという[7]。

総務省による日本、米国、ドイツの3ヶ国を対象にした調査結果では、「企業のパーソナルデータストアに対する期待」について、「すでに利用している」「期待している」というポジティブな回答の割合が高かったのは、3ヶ国のうちドイツと米国であった[8]。また、総務省による日本、米国、ドイツ、中国の4ヶ国を対象にした調査結果では、「消費者のパーソナルデータストアや情報銀行の利用意向」について、PDSや情報銀行を「既利用している(利用したことがある)」「利用したい」という回答が、4ヶ国いずれも2017年に比べて2020年においては上昇していた[8]。

## 3. 個人の権利行使を補助する手段としてのPDSを含むパーソナルAIシステム

PDSを含むパーソナルAIシステムは、事業者によるパーソナルデータの使用や利用に対して、個人が有する権利を行使する際の手段としても有用であると思われる。PIMSは多種多様であるため一概にこうであるとは言いきれないが、もともとPIMSは個人の手元で一元的に複数事業者分のプライバシー設定などを行えるようにする目的で考案されたものであった。アセンブログ社の「Personal Life Repository (PLR)」というアプリやその開発者の橋田[1]によって考えられているように、データポータビリティによって事業者から受け取ったパーソナルデータや本人が任意で入力したい情報を個人のPDSに貯蔵しておき、そのデータに対してパーソナルAIを走らせるような仕組みがあれば、本人のプライバシー設定情報をPDSに入れておき、随時、PDSないしはパーソナルAIが事業者と通信することで、個人の指図した最新の設定情報を自動的に複数事業者側に反映させるということも不可能ではないだろう。

このような手段の必要性を感じることができるのは、とりわけパーソナルデータに関する個人の権利が法的に定め

られている国・地域の人々ではないだろうか。なぜならば、彼らは自分自身にどのような権利があるかを認識している可能性があるからである。

それでは、GDPR で定められた個人の権利は、欧州の一般的な人々にどれほど知られているのだろうか。データポータビリティ権に着目して見てみると、同権利の認知度は、GDPR で定められた各種の権利の中で最下位であるという調査結果があった[9]。個人情報保護委員会から委託された野村総合研究所による 2019 年の調査では、「EU 企業においては、データポータビリティ権の請求がほとんどない」という状況であったという[10]。

米国においては、次章でも説明する通り、民間部門に適用される連邦法としての包括的な個人情報保護法が無く[11]、かつ、データブローカーによる個人情報の収集、分析、売買が非常に盛んであるという背景がある[12]。2018 年にカリフォルニア州で「カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018 年」(California Consumer Privacy Act of 2018) (CCPA)が成立し、2020 年 1 月から施行されているのだが、CCPA の狙いの一つは、事業者による個人情報の販売や共有に対して消費者が「オプトアウト」できるようにすることで、データブローカーのビジネスを抑制することであったという[12]。

Consumer Reports and Digital Lab (2020)は、カリフォルニア州司法長官のデータブローカーレジストリに登録されている事業者に対して(Do-Not-Sell) (以下 DNS)リクエストを送り、消費者がいかにおプトアウトすることができるかを実験的に調査している[12]。それによると、データブローカーに自分の個人情報を販売しないよう DNS を要求する際に、一部のデータブローカーは消費者に身分証の ID 番号や写真など、消費者が提供するのを嫌がるような情報を提出するよう求めたり、オプトアウトを放棄するように誘導したりしているという実態が明らかとなったという[12]。

このような背景を踏まえると、CCPA が施行されている米国カリフォルニア州では、パーソナルデータやプライバシーに関する個人の権利が法的に設けられたものの、それを必ずしも満足に行使することができる環境であるとは限らないということが分かる。このような状況下の個人にとって、PDS を含むパーソナル AI システムが個人の権利行使を補助してくれるとしたら、それはどのように受け止められるのだろうか。次章では、調査対象の米国カリフォルニア州の特徴を確認しておく。

#### 4. 調査対象である米国およびカリフォルニア州の個人情報保護法制

カリフォルニア州は、Google 社や Apple 社などの IT 系企業が多く集まるシリコンバレーを有し、居住者は米国の中でも高学歴・高収入であり、極めてリベラルな文化がある。そこでは、グラスルーツデモクラシーが根付いているとされ、地域住民によるコミュニティへの関与意識も高いとされる。そこに住む人々は、自ずとパーソナルデータやプライバシーに関する個人の権利に自覚的であるということが予想される。そうした人々にとって、PDS を含むパーソナル AI システムが個人の権利行使を補助してくれるのだとしたら、彼らはどれほど権利行使をしたいと思うのだろうか。

米国およびカリフォルニア州の個人情報保護法制は次のような状況である。米国には民間部門に適用される連邦法

としての包括的な個人情報保護法は、現時点では存在せず、分野毎に個別法が定められている[11]。そのような中、米国では州法として消費者プライバシー法が制定され始めている。その筆頭が 2018 年にカリフォルニア州において制定された CCPA である。同州では、その後、2020 年に「カリフォルニア州プライバシー権法」(California Privacy Rights Act of 2020) (CPRA)が成立し、2023 年から施行される予定である。カリフォルニア州の CCPA、CPRA に追随するように、米国では 2021 年から 2022 年にかけて、コロラド州、コネティカット州、ヴァージニア州、ユタ州でも消費者プライバシー法が成立しており、いずれも 2023 年から施行される予定である[13]。IAPP の資料によると、他の多くの州でも法案成立に向けた動きが進んでいる[13]。

カリフォルニア州では CCPA と CPRA によって、欧州の GDPR と概ね同様の義務が事業者に課される。CCPA では、消費者の権利として、開示請求権、削除請求権、ポータビリティの権利、オプトアウトの権利、私的行動権(訴訟の権利)が定められているのに加えて、CPRA では、訂正請求権、センシティブ個人情報に関する制限の権利、自動化された意思決定に対する権利が定められている[13][14][15]。欧州の GDPR では個人データの処理は原則違法であるとして、事業者データ主体の同意や、契約の履行、公共の利益などの法的根拠を求め一方、カリフォルニア州では事業者によるパーソナルデータの収集や使用などに対して、消費者が CCPA や CPRA で定められた権利を行使することができるという構図になっている[14][16]。

ここまでを整理すると、本研究が調査対象とする米国カリフォルニア州の消費者は、先行調査で指摘されている PDS 利用意向の高い人の特徴に当てはまる可能性がある。また、彼らは欧州の居住者とは異なり、パーソナルデータやプライバシーをより確実に保護しようとするならば、自らが事業者に対して DNS などを要求しなければならない状況に置かれている。

#### 5. 調査方法

本調査は 2022 年 3 月にインターネット調査会社を利用して英語で実施した。調査対象は米国カリフォルニア州の居住者である。対象条件として、大卒以上の有職者、性別(男女)、年代(20 代～60 代)を指定し、合計 327 名から回答を得た。性別ごとの各年代の回答者数は表 1 の通りである。

表 1 性別・年代別の回答者数 (単位: 人)

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男性	33	33	32	33	33	164
女性	30	33	32	35	33	163

対象条件として最終学歴を大卒以上と指定したところ、回答者の約 3 割が大学院以上の学歴であった。また、回答者のカリフォルニア州内の居住エリアを確認したところ、ロサンゼルスが 56%、サンフランシスコ・ベイエリアが 23%、サンディエゴが 8%、その他が 13%であった。回答者の年収の分布は、150,001～200,000 ドルが最も多かった。

回答者の主な職業分類については中堅マネージャー(Mid-level manager)が最も多く、次いで上級管理職(Senior executive)、経営者または自営業者(Owner or self-employed)であった。回答者の従事する主な産業分類については、そ

の他という回答を除くと、情報・通信が最も多く、次いで教育、金融・保険、卸・小売、医療・福祉、建設であった。

### 5.1 CCPAとCPRAによってカバーされる消費者の権利を行使した経験に関する設問

本調査では米国カリフォルニア州において CCPA と CPRA によってカバーされる消費者のパーソナルデータやプライバシーに関する権利を挙げて、まず、回答者がこれらの権利をどれほど行使したことがあるかを確認した(表2)。調査で実際に使用されたのは表 3 の英語の質問文である。

「あなたは次の事柄をどのくらいやったことがありますか」(How many times have you done the following?)と問い、(1)から(10)の事柄のそれぞれについて、「ほぼ毎回する(10回につき9回以上)」「10回につき5~8回程度」「10回につき2~4回程度」「ほぼしない(10回につき0~1回程度)」という4段階の回答選択肢の中から1つを選択させた。英語ではそれぞれ「Almost always; 9 or more times out of 10」「5-8 times out of 10」「2-4 times out of 10」「Almost never; 0-1 times out of 10」である。

なお、項目(1)から(4)と項目(8)の開示・訂正・削除や、項目(6)のデータポータビリティ、項目(9)の訴訟は、消費者が必ずしも毎回行う必要があるものではないため、より適切に調べるには、「10回につき何回か程度か」という部分に注釈を付けて「あなたが必要性を感じた10回のうち」などとすべきであったが、今回の調査ではそのような注釈が不足していた。

表 2 CCPA と CPRA によってカバーされる消費者の権利の行使経験に関する設問 (日本語)

あなたは次の事柄をどのくらいやったことがありますか。
(1) 自分に関する <u>どのような個人情報</u> が、事業者に <u>取得</u> されて、 <u>誰に販売</u> や共有されているかを <u>開示</u> するよう、事業者を求める。
(2) どの個人情報も、 <u>どの情報源</u> から取得されたのかを <u>開示</u> するよう、事業者を求める。
(3) 自分に関する間違った個人情報を <u>訂正</u> するよう、事業者を求める。
(4) 自分の個人情報を記録から <u>削除</u> するよう、事業者を求める。
(5) 自分のセンシティブ個人情報の利用や開示を <u>制限</u> するよう、事業者を求める。
(6) ある事業者の(保有する)自分の情報を <u>電子的に</u> 他の事業者に <u>移動</u> する。
(7) 自分の個人情報を <u>販売</u> や共有しないよう、事業者に指示する(「 <u>オプトアウト</u> 」)。
(8) <u>プロファイリング</u> を含む、 <u>自動的意思決定の技術</u> の使用について <u>開示</u> するよう、事業者を求める。
(9) 自分の個人情報を保護するために、事業者に対して <u>訴訟を起こす</u> 。
(10) サービス利用時に、事業者が(未取得ではあるが今まさにこれから)取得しようとしている個人情報について、よく確認した上で、それに同意して、 <u>個人情報を提供する</u> 、 <u>ということをする</u> (「 <u>オプトイン</u> 」)(典型例としては、親または保護者が未成年者の個人情報の販売を承諾するように)。

注：日本語版は英語版を和訳したものである。一部には意訳を含む。

表 3 CCPA と CPRA によってカバーされる消費者の権利の行使経験に関する設問 (英語)

How many times have you done the following?

- (1) Request a business to disclose what personal information about you it has collected, sold, or shared, and to whom.
- (2) Request a business to disclose the types of sources from which personal information is collected.
- (3) Request a business to correct inaccurate personal information about you.
- (4) Request a business to delete your personal information from its records.
- (5) Direct a business to limit the use or disclosure of your sensitive personal information.
- (6) Transmit your personal information digitally from one business to another.
- (7) Direct a business not to sell or share your personal information (“opt-out”).
- (8) Request a business to disclose the use of automated decision-making technology, including profiling.
- (9) Institute civil action against a business to protect your personal information.
- (10) Take actions for disclosing personal information to a business while using its services (“opt-in”) (for example, such as a parent or guardian authorizing the sale of a minor’s personal information).

注：下線や太字は調査票の画面の通りである。

### 5.2 PDS を含むパーソナル AI に関する説明

前節の通り、消費者のパーソナルデータやプライバシーに関する権利を行使した経験を問うた上で、次に、PDS を含むパーソナル AI に関する説明の画面(表 4)を設けて、オンライン調査の回答者に説明文を読ませた。本調査は英語で実施されたので、本節では英語の説明文だけを記す。

PDS を含むパーソナル AI システムはさまざまな場面で有用であると考えられるため、ある程度、場面を限定して調査する必要がある。本調査では、パーソナルデータやプライバシーに関する個人の権利行使に焦点を当てているので、3 章で述べた通り、個人の権利行使を補助する手段として PDS を含むパーソナル AI システムを位置づけた。

表 4 PDS を含むパーソナル AI に関する説明

Please read the following statement and <b>answer the questions in the next page</b> .
Please imagine that <u>personal AI assists you</u> in determining who is collecting your personal information, how it is being used, with whom it is shared, and to whom it is sold.
In addition, <u>the AI helps you</u> access your personal information to correct it, delete it, and/or transfer it from one business to another. <u>With your personal AI, it may be easier for you</u> to direct a business not to sell or share your personal information (“opt-out”), limit the use or disclosure of your sensitive personal information, and obtain information about automated decision-making technology, including profiling.
<u>The personal AI</u> can collect a copy of your personal information from some businesses and gather it into your <u>personal data store (PDS)</u> . Your <u>personal AI with PDS</u> system can communicate with businesses, <u>making it easier for you to see the status of the personal information</u> that has been collected by businesses and <u>enabling you to request changes to the way your personal information is handled</u> . You can add information directly into your PDS, even if that information has not been collected by a business.
<u>Only the personal AI dedicated to you can read the contents of your PDS</u> . Your personal AI can show you services or information that may be useful for you.

The data of PDS is encrypted and no one can read its contents unless you allow it. [You can control what personal information is disclosed to whom by using your personal AI.](#)

The questions on the next page are about such an AI system.

注：下線や太字、文字色(赤色、青色)は調査票の画面の通りである。

### 5.3 PDS を含むパーソナル AI の補助がある場合の権利行使の意向に関する設問

本調査は、PDS を含むパーソナル AI に関する説明文を回答者に読ませた直後の設問において、PDS を含むパーソナル AI の補助がある場合に、CCPA と CPRA によってカバーされる消費者の権利をどれほど行使したいかについて問うた。ここでは、先述の権利行使経験に関する設問と同様の形式と項目を用いた。

すなわち、「もしもあなたが PDS を含むパーソナル AI の補助を得られるならば、次の事柄をもっとしばしばやってみたいと思いますか」(If you had the assistance of personal AI with PDS, how likely are you to do the following tasks more often?)と問い、CCPA と CPRA によってカバーされる消費者の権利が挙げられた表 3 の(1)から(10)の事柄のそれぞれについて、「とてもそう思う」「そう思う」「あまりそう思わない」「全くそう思わない」という 4 段階の回答選択肢の中から 1 つを選択させた。英語ではそれぞれ「Extremely likely」「Likely」「Unlikely」「Extremely unlikely」である。

## 6. 調査結果

本調査では回答者の権利行使の経験や意向を問うことになるため、回答者が関連する法制度をどれほど知っているかを把握しておく必要がある。回答者(n=327)の情報関連法制のリテラシー度合いを確認するために、GDPR (General Data Protection Regulation), CCPA (California Consumer Privacy Act), CPRA (California Privacy Rights Act), HIPAA (Health Insurance Portability and Accountability Act), COPPA (Children's Online Privacy Protection Act)をそれぞれどのくらい知っているか(How familiar are you with each of the following laws?)を問うた。その結果、回答者の 60%弱が CCPA と CPRA のそれぞれについて「とても」(Very much)または「いくらか」(Somewhat)という回答した(図 1)。

なお、日本とは異なり国民皆保険制度の無い米国の回答者は HIPAA に対する認知度が非常に高く、回答者の 70%強が「とても」(Very much)または「いくらか」(Somewhat)と回答した(図 1)。欧州の GDPR については「とても」(Very much), 「いくらか」(Somewhat)との回答が半数近くを占めた。COPPA についても同様であった(図 1)。

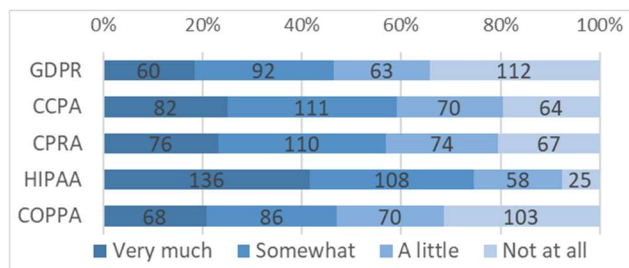


図 1 回答者の CCPA と CPRA の認知度 (n=327)

### 6.1 CCPA と CPRA によってカバーされる消費者の権利を行使した経験に関する調査結果

米国カリフォルニア州において CCPA と CPRA によってカバーされる消費者のパーソナルデータやプライバシーに関する権利を挙げて、回答者の権利行使経験を問うた結果、「ほぼ毎回する(10 回につき 9 回以上)」という回答の割合が最も高かったのは、項目(7)のオプトアウト経験であった(図 2)。「10 回につき 5~8 回程度」との回答と合わせると、半数近くの回答者が事業者による個人情報の販売や共有からのオプトアウトをしばしば行っているということが明らかとなった。次いで、「ほぼ毎回する(10 回につき 9 回以上)」という回答の割合が高かったのは、項目(5)のセンシティブ個人情報の利用や開示を制限するという経験であった(図 2)。ただし、前章で述べた通り、今回の調査では、開示・訂正・削除など必ずしも毎回行う必要のないものについても同一の回答選択肢が用いられていたため、設問と回答選択肢の間に整合性のあった項目(7)と(5)において特に高頻度帯の回答が選択されたとも言える。

オプトアウト経験の多寡を年代別で見ると、この経験が多い人は 40 代がやや多く、学歴は大学院卒の方がやや多かった。男女差は見られなかった。本調査では前章で挙げた設問以外にもさまざまな質問をしているのだが、クロス集計の結果、オンラインサービスやアプリを使い始める際に、「個人情報に関する同意事項を確認して、自分が何に同意しているかを理解するよう努める」(Review terms of service agreement items regarding personal information and try to understand what I am consenting to.)という行為を多くしている人ほど(具体的には回答選択肢「Almost always; 9 or more times out of 10」を選んだ人ほど)、オプトアウト経験が多かった。また、オンラインサービスやアプリを使い始める際に、「事業者から収集される個人情報の種類や範囲を最小化するように設定を調整する」(Adjust settings to minimize the type or range of personal information to be collected by businesses.)という行為を多くしている人ほど(具体的には回答選択肢「Almost always; 9 or more times out of 10」を選んだ人ほど)、オプトアウト経験が多かった。オプトアウトという行為はデータミニマイゼーションのための行為の一種であると言えるので、この結果は総合的である。

なお、データポータビリティの経験がある人は 20~40 代に多く、50~60 代は少なめであった。学歴は大学院卒の方がやや多く、年収については高収入の人の方がやや多い傾向があったが、低収入だからといって経験が少ないという訳ではなかった。性別については男性の方が若干多かった。

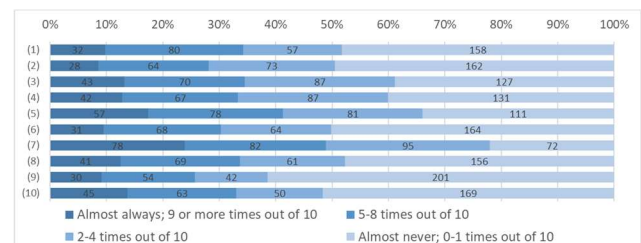


図 2 消費者の権利の行使経験 (n=327)

### 6.2 PDS を含むパーソナル AI の補助がある場合の権利行使の意向に関する調査結果

調査画面上で回答者に PDS を含むパーソナル AI に関す

る説明文を読ませた直後、権利行使経験に関する設問とまったく同一の項目(1)から(10)を挙げて、「もしもあなたが PDS を含むパーソナル AI の補助を得られるならば、次の事柄をもっとしばしばやってみたいと思いますか」(If you had the assistance of personal AI with PDS, how likely are you to do the following tasks more often?)と問うたところ、項目(1)から(10)のすべてにおいて「とてもそう思う」(Extremely likely)と「そう思う」(Likely)というポジティブな回答が大半を占めた(図 3)。とりわけ項目(7)のオプトアウトについては、「とてもそう思う」(Extremely likely)と回答した者の割合が突出して高く、40%以上であった。

項目(1)から(10)のうち、項目(6)のデータポータビリティと項目(9)の訴訟については、ポジティブな回答をした者の割合が比較的低めであったが、それでも「とてもそう思う」(Extremely likely)または「そう思う」(Likely)というポジティブな回答をした者が全体の 60%近くに達した(図 3)。

この結果から、本調査の回答者は、自らのパーソナルデータやプライバシーに関して今以上に適切な状態にしたいと考えていることが分かる。その際に、個人の権利行使を補助する手段についても前向きに捉えられた可能性がある。今回の調査で回答者に提示された「補助」というのは、PDS を含むパーソナル AI であり、回答者にとっては、おそらくまだ使用したことのない未知の手段であったと思われる。それにもかかわらず、多くの回答者が非常にポジティブな反応を示した。この要因はいくつか考えられる。ひとつは回答者の権利行使の意向が非常に高かった可能性、もうひとつは、提示された補助手段が回答者にとってはマイナス要素にはならなかったという可能性、また、オプトアウトの経験などが既にある程度あったこと等が考えられる。

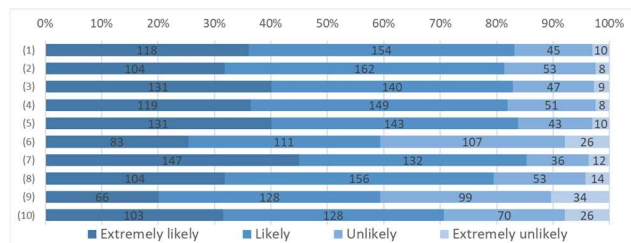


図 3 PDS を含むパーソナル AI の補助がある場合の権利行使意向 (n=327)

## 7. 結論

以上の調査結果を踏まえると、米国カリフォルニア州の個人は、パーソナルデータやプライバシーに関して、自らの適切な関与を通じて自分自身にとって納得のいく状態にしたいと考えている可能性がある。それゆえ、自らの権利について自覚的であったり、PDS を含むパーソナル AI の補助があれば、自らの望む状態を得やすくなると考えたりしたのではないだろうか。本調査結果は、そのような個人にとっては、こうした補助手段が前向きに受け入れられる可能性が十分にあることを示している。ただし、今回の調査対象は、米国の中でも極めてリベラルで高収入の人々が集まるカリフォルニア州の高学歴・有職者であったので、さまざまな面でかなり高いリテラシーを有する回答者であったことに留意する必要がある。

本調査結果から得られる示唆のひとつは、パーソナルデータに関する個人の権利の導入に伴って、実際に権利行使が容易となるよう環境や条件を整える必要があるというこ

とである。多くの個人にとって現実的に重要なことは、パーソナルデータに関する個人の権利が容易に行使でき、それによって、本人がより望む状態を実現することができるということだろう。「実行可能性がある」ということが政策では重視されるが、その実行可能性は技術的な手段によっても高められる可能性がある。少なくとも本調査の回答者にとっては、提示された手段が著しくネガティブに見えるということはさほど無かったと言えるのではないか。

## 謝辞

本研究は公益財団法人東京財団政策研究所「日本における DX の社会的インパクトに関する研究」の支援を受けた。

## 参考文献

- [1] 橋田 浩一, “パーソナルデータの分散的活用”, アセンブログ. <https://www.assemblog.com/apps/PLRintro.pdf>
- [2] Searls, D., “The Intention Economy: When Customers Take Change”, Harvard Business Review Press (2012).
- [3] Ctrl-Shift, “Personal Information Management Services: An analysis of an emerging market” (2014). <https://www.nesta.org.uk/report/personal-information-management-services-an-analysis-of-an-emerging-market/>
- [4] デジタル庁, “デジタル社会の実現に向けた重点計画” (2021). <https://www.digital.go.jp/news/ZlptjPro/>
- [5] デジタル庁, “デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集”. [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/df142a83/20220607\\_policies\\_priority\\_outline\\_09.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/df142a83/20220607_policies_priority_outline_09.pdf). <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>
- [6] 伊藤 直之(インテージ), “PDS/情報銀行の受容性と課題: データ流通とプライバシーに関する意識調査”, AI, IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ, 資料 1 (2017). [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\\_bunka/data\\_ryutsuseibi/detakatsuyo\\_wg\\_dai8/siryoul.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/detakatsuyo_wg_dai8/siryoul.pdf)
- [7] 山口 真一, 谷原 吏, 大島 英隆, 渡辺 智暁, 菊地 映輝, 庄司 昌彦, 高口 鉄平, “消費者による情報銀行への評価決定要因の実証分析”, 総務省学術雑誌『情報通信政策研究』, Vol.4, No.1, pp.125-144 (2020).
- [8] 総務省, “情報通信白書 令和 2 年版”.
- [9] Kuebler-Wachendorff, S., Luzsa, R., Kranz, J. et al., “The Right to Data Portability: conception, status quo, and future directions”, *Informatik Spektrum*, Vol.44, pp.264–272 (2021). <https://doi.org/10.1007/s00287-021-01372-w>
- [10] 野村総合研究所, “EU における GDPR(一般データ保護規則)の運用及び対応に関する動向調査 調査報告書”, 個人情報保護委員会調査等 (2019). <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/Research/>
- [11] 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業, “諸外国の個人情報保護制度に係る最新の動向に関する調査研究報告書”, 個人情報保護委員会 (2018). <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/Research/>
- [12] Consumer Reports and Digital Lab, “California Consumer Privacy Act: Are Consumers’ Digital Rights Protected?” (2020). [https://advocacy.consumerreports.org/wp-content/uploads/2020/09/CR\\_CCPA-Are-Consumers-Digital-Rights-Protected\\_092020\\_vf.pdf](https://advocacy.consumerreports.org/wp-content/uploads/2020/09/CR_CCPA-Are-Consumers-Digital-Rights-Protected_092020_vf.pdf)
- [13] Lively, T. K., “US State Privacy Legislation Tracker”, IAPP. <https://iapp.org/resources/article/us-state-privacy-legislation-tracker/>
- [14] 杉本 武重, “GDPR・CCPA・CPR の主要論点比較”, JETRO ウェビナー (2021). <https://www.jetro.go.jp/biz/seminar/2021/2e7c9ee1a269310.html>
- [15] 個人情報保護委員会, “国外の法令: 米国「カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018 年」”. <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/CCPA/>
- [16] 松宮 奈央子, 藤井 秀之, “カリフォルニア州 消費者プライバシー法(CCPA)施行直前!: 日本企業に求められる対応とは?”, NRI セキュア (2019) (2020 更新). <https://www.nri-secure.co.jp/blog/california-consumer-privacy-act>